

令和4年7月1日

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会 御 中

株式会社アルトルイズム代理人

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3丁目1番15号

福岡DKビル4階

小川松太郎法律事務所

弁 護 士 小 川 松 太 郎 

TEL 092-724-5627


FAX 092-724-5628

〒810-0042

福岡市中央区赤坂1丁目5番11号

アバンドント89ビル602号室

阿部文明法律事務所

弁 護 士 阿 部 文 明 

〒810-0023

福岡市中央区警固2丁目17番30号

ソロンけやき通りビル703号

中原宏治法律事務所

弁 護 士 中 原 宏 治 

冠省 当職らは、貴会に対し、株式会社アルトルイズムの代理人として本書を差  
し上げます。

貴会による令和4年4月19日付再申入書に対し、以下のとおり回答致します。

### 1 消費者契約法4条1項1号該当性について

貴会は、本件商品に関するウェブサイトの表示について、消費者庁より出された措置命令の別表表示内容を全体的に評価すれば、消費者契約法4条1項1号の不実告知にあたることを主張されています。

しかしながら、当職らが、従前からお伝えしているとおりの、不実告知とは、重要事項について事実と異なることを告げることをいい、それは、真実又は真正ではないことであって、告知の内容が、客観的に、真実に反し又は真正でないことをいうものです。

別表表示内の個別の文言が客観的に不実告知にあたるというのではなく、表示内容を全体的に評価すれば不実告知にあたることの貴会の主張は、主観的な評価により判断するものであって、到底、客観的に、真実に反し又は真正でないとはいえません。

従いまして、貴会のご主張には理由がなく、認められません。

### 2 再申入について

当職らが従前から主張しているとおりの、貴会の申入には法的根拠が認められません。

貴会は、一方的に、すでに必要十分に根拠を示していると主張され、何ら新たなご主張を追加されません。

かかる状況では、当職らとしても、到底納得できるものではありません。

### 3 結論

上記のとおり、不実告知にあたることの貴会の主張は、理由がなく認められません。

また、かかる主張を前提とし、著しく不十分で、当職らが納得できない法的根拠のもとに、本件申入を行い、その結果を公開する等との主張、明らかに貴会の一方的かつ身勝手な主張と考えます。

そのため、アルトルイズムは、仮に、申入の結果を公開されたことで損害が発

生した場合、貴会に対し、損害賠償請求を行うこととなりますので、その旨、再度、申し添えます。

以 上